

こ成基第 223 号
こ成保第 554 号
こ成安第 186 号
7 高学援第 24 号
令和 7 年 9 月 30 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当部（局）長
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部長

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局安全対策課長
文部科学省高等教育局学生支援課長

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件等の公布について（通知）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件（令和 7 年内閣府・文部科学省告示第 2 号）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件（令和 7 年内閣府告示第 125 号）及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和 7 年内閣府告示第 126 号）が令和 7 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日より適用されますので通知いたします。

本改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の関係施設に対して遅滞なく周知するとともに、各都道府県担当課におかれては、管内市区町村関係課に対して周知しその運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

（1）改正の趣旨

改正法により、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化することに伴い、以下の告示の一部を改正し、認定地方公共団体の区域内にある認可外保育施設については、地域限定保育士の資格を有する者も、保育に従事する者のうち保育士の資格を有する者として計上することとしたものである。

- ・租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項（平成 25 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）
 - ・消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号）
- その他、所要の規定の整備を行った。

（2）適用期日等

告示日：令和 7 年 9 月 30 日

適用期日：令和 7 年 10 月 1 日

【別紙資料】

- （資料 1）租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件 官報
- （資料 2）独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件 官報
- （資料 3）消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件 官報

本件連絡先

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電話：03-6861-0031

Mail：seiikukiban.hourei@cfa.go.jp